

大分県地域密着型サービス外部評価実施回数緩和事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、事務の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事務手続き

- (1) 事業者は、要件に該当するに至った場合は、翌年度における実施回数の緩和の適用を受けるために、指定を受けた市町村に申請書（様式1：実施要綱に規定）を提出する。（原則として、3月末日までに提出すること。）
- (2) 市町村は、申請内容を確認の上、意見を添え、県に申請書を送付する。（原則として、4月末日までに提出すること。）
鑑のひな形は、別紙のとおり。
- (3) 県は、規定の適用の可否について決定し、事業所に通知する。（様式2）
併せて決定の内容を市町村（様式3）及び評価機関（様式4）に通知する。
- (4) 県は、緩和要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用が不相当と判断した場合は、当該適用を取り消すことができる。
- (5) 実施回数を緩和することができる期間は、直近の実施日が属する年度の翌年度とする。
- (6) 事業者は、緩和年度中においても自己評価を行い、事業の改善に努めなければならない。
- (7) 事業者が、再度、回数の緩和を希望する場合は、緩和年度の翌年度に外部評価を実施した後、同様の手続きを行わなければならない。以降同様とする。

3 要件の定義等

- (1) 外部評価の「実施日」は、調査日（調査員が事業所調査を実施した日）とする。
- (2) 「5年間継続」とは、「実施日」が属する年度が、間が空くことなく5回連続していることとする。
- (3) 平成16年9月末までに開設された事業所にあつては、平成17年9月末までの間に1回外部評価を受ければ足りるものとされている（平成16年11月10日全国介護保険担当課長会議）ことから、平成17年9月末までに実施した外部評価については、平成18年度に継続する1年度として算定するものとする。
- (4) 同一年度に2回以上の「実施日」がある場合については、原則として当該年度のみ実施として算定する。ただし、4（1）（2）（3）に該当する場合は「5年間継続」の中の「継続する2年間」として取り扱う。

4 「5年間継続」認定の対象外の年度について

事業者の責によらない次の場合については、「5年間継続」認定の対象外の年度として取り扱う。

- (1) 「評価確定」が「実施日」から6月程度以上かかったため、当該「実施日」から次回の「実施日」までの間隔が空くこととなり、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とする

- (2) 事業者が評価機関に希望する「実施日」を指定して調査の申し込みを行ったが、希望する「実施日」とならなかったために、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなす。
- (3) 事業者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害等の不可抗力により「実施日」の変更を行ったため、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなす。
- (4) その他「実施日」がない年度が生じた場合で、やむを得ない事情がある場合については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなすことの可否については、事業者の申立てに基づき個別に判断する。

5 その他

- (1) 事業者等の関係者は、ワムネット（WAM NET：独立行政法人 福祉医療機構の総合情報サイト）の掲載確認により、「実施日」（調査日）の確認を行うことを可能とする。
- (2) その他、必要がある場合は、別途、市町村と協議の上、決定する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(様式 1)

地域密着型サービス外部評価の実施回数の規定適用申請書

年 月 日

大分県知事
(市町村経由)

様

所在地
事業者 名称
代表者
事業所名
事業所番号
事業所所在地
連絡先

印

大分県地域密着型サービス外部評価実施要綱第3の2に定める要件を下記のとおり満たしていますので、同項の規定の適用を申請します。

記

要 件	事 業 所 申 告 欄	市町村確認欄
○ 過去に外部評価を継続して5年間実施している。	(調 査 日)	
	① 年 月 日(直近)	
	② 年 月 日	
	③ 年 月 日	
	④ 年 月 日	
⑤ 年 月 日		
ア 別紙3の1及び2を市町村に提出している。 (H20までは、評価結果)		
イ 運営会議が過去1年間に6回以上開催されている。		
ウ 運営推進会議に市町村職員又は地域包括支援センターの職員が出席している。		
エ 外部評価項目の2,3,4,6の実践状況が適切である。		

注1 事業所は、事業所申告欄に外部評価実施期日を記入し、要件ア～エについて、満たしている場合は、○印を記入して下さい。

注2 事業所は、運営推進会議の開催日及び出席者が確認できる書類を添付して下さい。

注3 市町村担当者は、確認欄の要件を満たす項目に○印を記入して下さい。

注4 市町村確認欄の項目が全て○の場合に規定が適用されます。

(様式2)

第 号
年 月 日

事業所法人代表者 殿

大分県知事

大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の
適用について（通知）

貴法人の該当事業所に対する外部評価実施回数の緩和についての大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の適用については、下記のとおりです。

記

事業所名	
住所	
サービスの種別	
事業所番号	
適用の有無	
適用しない場合はその理由	
緩和期間	年度 年4月1日 ～ 年3月31日

注1 緩和期間の次年度には必ず外部評価を実施してください。

注2 再度、緩和を希望する場合は、外部評価実施後に所定の手続きを行ってください。

注3 緩和期間中においても自己評価を行い、事業の改善に努めてください。

(様式3)

第 号
年 月 日

市町村長 殿

大分県知事

大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の
適用について（通知）

下記の事業所に対する外部評価実施回数の緩和についての大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の適用については、下記のとおりです。

記

事業所名	
住所	
サービスの種別	
事業所番号	
適用の有無	
適用しない場合はその理由	
緩和期間	年度 年4月1日 ～ 年3月31日

(様式4)

第 号
年 月 日

評価機関の代表者 殿

大分県知事

大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の
適用について（通知）

下記の事業所に対する外部評価実施回数の緩和についての大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱第3の2の規定の適用については、下記のとおりです。

記

事業所名	
住所	
サービスの種別	
事業所番号	
適用の有無	
適用しない場合はその理由	
緩和期間	年度 年4月1日 ～ 年3月31日